

岸和田市まちづくりビジョン市民会議分科会に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、次期岸和田市総合計画の策定及び岸和田市都市計画マスタープランの見直しの手続に関する要綱(平成20年8月1日施行。以下「要綱」という。)第22条第2項の規定に基づき、岸和田市まちづくりビジョン市民会議分科会(以下「分科会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、岸和田市まちづくりビジョン市民会議会長(以下「会長」という。)の指示を受け、要綱第14条に規定する事務について、専門的に協議し、又は調整するものとする。

(組織及び役員)

第3条 各分科会は、委員5名程度で組織する。

2 委員は、市民会議の委員をもって充てる。

3 分科会に分科会長、副分科会長を置くこととし、委員のうちから互選する。

4 分科会長は分科会を代表し、会務を掌理するとともに、岸和田市まちづくりビジョン策定委員会に出席するものとする。

5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、必要に応じて分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を分科会の会議に出席させることができる。

5 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(指導員)

第5条 各分科会に1名ずつ、委員以外に、専門的な立場からの指導、監修を受けるため、専門的な学識を有する市民会議指導員を置く。

(報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、企画調整部企画課及び都市整備部都市計画課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会に必要な事項は、分科会長が分科会の委員に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。